

# 平成 22 年国勢調査の概要

## 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる、国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

## 調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上の入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者は

その住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成22年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を5項目、計20項目について調査した。

（世帯員に関する事項）

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| (1) 氏名                 | (2) 男女の別       |
| (3) 出生の年月              | (4) 世帯主との続柄    |
| (5) 配偶の関係              | (6) 国籍         |
| (7) 現在の住居における居住期間      | (8) 5年前の住居の所在地 |
| (9) 在学、卒業等教育の状況        | (10) 就業状態      |
| (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類  | (12) 仕事の種類     |
| (13) 従業上の地位            | (14) 従業地又は通学地  |
| (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |                |

（世帯に関する事項）

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 世帯の種類  | (2) 世帯員の数  |
| (3) 住居の種類  | (4) 住宅の床面積 |
| (5) 住宅の建て方 |            |

## 調査の方法

平成22年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県 — 市区町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員 — 世帯の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした。また、東京都においては、インターネットによる提出も選択できる方法とした。

## 用語の解説

(総務省統計局「平成 22 年国勢調査 用語の解説」から抜粋)

### 人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口。

調査した人口は、「常住人口」であり、「常住人口」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

### 年齢

「年齢」は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人も、0 歳に含んでいる。

### 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことの無い人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

### 世帯の種類

世帯を、次のとおり、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	1.住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇い主の世帯に含めている。 2.上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。 3.会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。 (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり。 (世帯の単位：棟ごと)

区分	内容
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり。(世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり。 (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり。(世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など。(世帯の単位：一人一人)

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯。
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
単独世帯	世帯人員が一人の世帯。

また、親族のみの世帯については、原則として、その親族の中で最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	内訳
Ⅰ 核家族世帯	1.夫婦のみの世帯
	2.夫婦と子供から成る世帯
	3.男親と子供から成る世帯
	4.女親と子供から成る世帯
Ⅱ 核家族以外の世帯	5.夫婦と両親から成る世帯 (1)夫婦と夫の親から成る世帯 (2)夫婦と妻の親から成る世帯
	6.夫婦とひとり親から成る世帯 (1)夫婦と夫の親から成る世帯 (2)夫婦と妻の親から成る世帯
	7.夫婦、子供と両親から成る世帯 (1)夫婦、子供と夫の親から成る世帯 (2)夫婦、子供と妻の親から成る世帯

区分	内訳
Ⅱ 核家族以外の世帯	8. 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 (1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 (2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	9. 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	10. 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	11. 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 (1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 (2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	12. 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 (1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 (2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	13. 兄弟姉妹のみから成る世帯
	14. 他に分類されない世帯

#### 【平成 22 年変更内容】

世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、平成 22 年調査から「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更した。

<参考>

平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば、上記の「1. 夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていた。

### 3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。

また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。

一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まない。

### 高齢単身世帯

65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

## 高齢夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいう。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物。(完全に区画された建物の一部を含む) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに 1 戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の 5 区分に居住する世帯。
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合又は給与の一部として居住している場合。 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

## 延べ面積

「延べ面積」とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まない。